

第6回教育委員会会議

1 日時 令和4年3月30日（水） 午後3時30分～午後4時00分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1共通会議室

3 出席者

山本 晋次	教育長
森末 尚孝	教育長職務代理者
平井 正朗	教育長職務代理者
巽 樹理	委員
大竹 伸一	委員
栗林 澄夫	委員
多田 勝哉	教育次長
塩屋 幸男	東住吉区担当教育次長
大継 章嘉	教育監
三木 信夫	理事兼政策推進担当部長
川本 祥生	総務部長
忍 康彦	教務部長
福山 英利	指導部長
村川 智和	総務課長
武井 宏蔵	施設整備課長
上田 慎一	教職員服務・監察担当課長
大西 忠典	高等学校教育担当課長
松浦 令	教育政策課長
有上 裕美	教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

- (1) 教育長より開会を宣告
- (2) 教育長より会議録署名者に異委員を指名
- (3) 案件

議案第53号 職員の人事について

報告第4号 大阪府立新工業系高等学校（仮称）について

報告第5号 住民訴訟について

なお、議案第53号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、報告第5号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

報告第4号「大阪府立新工業系高等学校（仮称）について」を上程。

福山指導部長からの説明要旨は次のとおりである。

内容は、本市の高等学校が4月に大阪府へ移管された後に、大阪府において開設する大阪府立新工業系高等学校についてである。本年の1月25日の教育委員会会議において、新工業系高等学校に関する教育内容ならびに候補地の案について周知を行うことが、大阪府教育委員会で決定されたことを報告させていただいた。その後、一昨日の3月28日に開催された大阪府教育委員会会議において、大阪府立新工業系高等学校の教育内容及び候補地が正式に決定されたので報告する。

まず、教育内容については、(1)めざす学校像、(2)特色、(3)設置する系・専科及び学習内容の例について、前回報告させていただいた案から変更はない。大阪府立新工業系高等学校の候補地についても、前回報告させていただいた案から変更はなく、現在の大阪市立東淀工業高等学校の敷地とすることが正式に決定された。

今後については、令和8年から9年頃の開校をめざして、4月から様々な検討に入ると聞いている。

報告第5号「住民訴訟について」を上程。

三木理事兼政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

大阪市立高校等の大阪府への移管に伴う高等学校等の土地、建物の大阪府への無償譲渡の差し止めを求める訴訟について、令和4年3月25日に判決があった。財産条例の適用の可否以外の本市の主張にかかる論点はほぼ全て認められ、原告の請求は棄却された。

争点1の地方財政法違反か、すなわち、自治体間の負担区分を満たすか否かについては、1点目として、本件移管は府市双方の議決もある自発的な任意の合意に基づくものである。2点目として、移管に伴う無償譲渡は、授業を継続させるため、積極財産、消極財産とともに新たな事業主に承継させるものであるから、合理性を有し、金額の多寡に関わらず、府が負担すべき経費を大阪市に転嫁するものとはいえない。3点目として、大阪市の財政規模からして本件譲渡は大阪市の財政の健全性を害するものとはいえない。従って、本件無償譲渡は財政秩序を乱すものとはいえず、地方財政法に違反するものとはいえないと判示している。

争点2の地方自治法232条の2違反か、すなわち、公益性の有無については、無償譲渡の理由は、高校事業を規模の大きい府に一元化し、市は義務教育の充実に専念するという高い公益性を有し、その裁量判断に逸脱濫用はなく適法であると判示している。

争点3の地方自治法96条1項等の違反か、すなわち、大阪市会において無償譲渡の議決があったか否かについては、本件無償譲渡は、規模や前例が乏しい点から、一般的な取扱いに馴染むものではなく、財産条例16条により、個別の議案が不要とはいえず、議決が必要である。しかし、議会における審議経過の詳細を確認すれば、本件無償譲渡については、学校設置条例の一部改正案と一体の取扱いとして、譲与の内容、相手方、台帳価格を特定した上で、譲渡が適正な対価によらないものであることを前提として審議がされ、同条例案が無償譲渡を前提とする付帯決議を付して可決された事実からすれば、最高裁判決に照らし、本件無償譲渡についての議会の議決があったといえることができる。従って、地方自治法96条1項6号及び237条2項の違反があったとはいえないと判示している。

以上のとおり、原告の請求は全て棄却され、本市の主張は認められたので、予定どおり、令和4年4月1日の高校移管に向けた無償譲渡契約の締結等の手続きを進めていく。なお、控訴された場合は、譲渡契約締結済みの物件については訴えの利益を失われているため、控訴棄却を求めていく。

質疑の概要は次のとおりである。

【森末委員】 心配しておりました訴訟が勝訴でよかったと、ほっとしております。差

し止めを認められた時には対応不可能みたいな感じになってしまうので、本当によかったと思います。ただ、控訴されるとなると、確かにおっしゃるとおり、4月1日を越えてしまうと訴えの利益がありませんので、多分訴えの変更などして、損害賠償請求をするのかどうかということだと思います。その時には監査請求の前置や1年間の期間の問題とか、いつもしているような対応をすることになると思います。ただ、地方財政法の28条の2についての裁判所の判断は事業移管ということで認めていただいたのですが、最高裁の平成8年4月のミニパトカー寄附の事件とか、また、東京高裁のぐんま昆虫の森事件という判例がありますけれども、そのことからいくと、原告側が最高裁の判断を求めていくのではないかと思います。今回は事業移管に伴うものだから負担区分を乱すことにならないという判断が示されたのですが、そこは争点になるのかなと思います。少しだけ心配なところもあるので、引き続き頑張ってください。これは損害賠償についてはどうなのでしょう。

【三木理事兼政策推進担当部長】 まだ、原告の方もどうか分からないのですが、損害賠償請求に一部訴えの変更をするのかどうか。ただ、訴えの変更になりますと、高裁段階ですので、審級の利益として地裁での判決をいただけないというようなことがございますので、うちの委任弁護士によりますと、高裁段階での訴えの変更は認められないかもしれないし、認めても審級の利益があるので、地裁に差し戻して、地裁で審議をする可能性もあるかもしれないというようなこともお聞きしております。損害賠償請求がもしされましたら、一つは、そもそも損害は生じてないのではないかとこの損害論があると考えております。別に売却しているわけではございませんし、地裁判決が言っていますように、移管に伴って積極財産、消極財産、資産と負債両方を、事業主が変わるのでそれに伴って移転させていただくということで、損害がそもそも生じてないでしょうし、損害の立証は当然、原告側がすべきですので、まず、その損害が何をもって損害があったというのかというところを求めていくことになるのかなと思います。地裁判決の中で地方財政法違反ではないということをおっしゃっていただいていますし、財産条例の適用に関しましても、条文を素直に読んだら、あるいは、過去の前例から言ったら、個別の議案が必要ないと解釈したことも合理性がないとはいえないというところまでおっしゃっていただいていますので、一定、少なくとも過失はないのかと思っておりますので、そういう過失論等についてもまた別途考えていきたいと思っております。

【森末委員】 損害賠償請求に変更しようとする、4月1日に移管されたからという

ことで、もう一度監査請求するとかいうこともあるかもしれませんね。

議案第53号「職員の人事について」を上程。

忍教務部長からの説明要旨は次のとおりである。

被処分者は、小学校教頭で、処分内容については、懲戒処分として停職1月とする。

当該教頭は、虚偽の事由により介護休暇を取得し、勤務をしなかったというものである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

(5) 山本教育長より閉会を宣告

会議録署名者

教育委員会教育長

教育委員会委員
